

## 公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野小学校外ＬＥＤ照明整備事業について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和６年５月２７日

佐野市長 金子 裕

### １ 事業概要

（１） 事業名 佐野小学校外ＬＥＤ照明整備事業

（２） 事業内容

佐野市で管理している公共施設内の屋内・外の照明について、工事前の詳細な現場確認と、最適な灯具の設計を行い、ＬＥＤ化工事の施工を実施する。また、工事により発生する廃棄物に関しては、リサイクル等適正な処分を実施する。併せて、施工期間中の工事監理業務を行う。詳細は、別紙「佐野小学校外ＬＥＤ照明整備事業仕様書」に記載のとおりである。

（３） 履行期間

契約締結日から令和８年３月２０日

### ２ 提案限度額

（１） 提案限度価格

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。

なお、下記提案限度額を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

総額 １,５２７,３０６,０００ 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。（以下、「税込み」という。））

①調査・設計（Ｄ）：８４,６３０,０００ 円（税込み）

②施工監理及び施工（Ｂ）：１,４４２,６７６,０００ 円（税込み）

※但し、上記総額は契約時の予定額を示すものではない。また、本事業に係る提案は、この提案限度額の金額を超えてはならない。

（２） 最低制限価格 無

### 3 提案参加資格

#### (1) 応募者の役割

応募者は本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループ（以下「グループ」という。）とし、構成員全てを明らかにし、以下に示す各々の役割について担当する企業を明確にする。

##### ① 統括役割（グループ代表者）

本事業において契約を締結する代表者とし、調査・設計及び施工監理、施工及び照明施設管理用データ構築の全体管理を行うものとする。グループ構成員の中から代表者を1者選定し、選定された代表者は、本市との対応窓口となり、契約及び個別の承認等諸手続きを行う。また、本事業を行う上でのリスク等において、本市に対し一括して責任を負う。

※本業務の応募にて、目的会社での応募又は新規に設立する予定がある場合は、その目的会社の代表者又は予定代表者が統括役割（グループ代表者）として応募すること。

##### ② 調査・設計及び施工監理役割

対象施設照明の器具の状態（損耗度等）及び器具寸法を詳細に把握し、施工時における作業車の進入障害や高所現場の安全確認等を事前に行い、調達する器具選定と施工計画を立案でき、且つ施工中の監理業務を担える者とする。

##### ③ 施工役割

設計に基づき適切に施工が実施できる者とする。なお、施設毎の進捗確認として工事監督のみを行う者も含む。

##### ④ 照明施設管理用データ構築役割

LED照明交換の設計及び施工に基づき、器具及びランプの詳細なデータベースを作成する。また、事業終了後に引き継ぐ照明施設管理用データ（所管部署毎の導入機器リスト等）について、本市と協議して構築する者とする。

##### ⑤ その他役割

上記①～④以外の業務を行う者とする。

#### (2) 応募者役割等の制限

同一の構成員が複数の役割に当たることを妨げない。ただし、前記②

と③を同一構成員が兼ねることは出来ない。また、応募者の構成員が、他のグループに重複して構成員になることを禁止し、且つ応募者（構成員含む）は、提案書提出後の変更も認めない。

また、契約の締結にあたり特別目的会社等を設立することも可とする。この場合は、設立の意思及び予定がある場合は、参加表明書に明記するとともに、特別目的会社等を契約締結前までに設立すること。（既に特別目的会社が設立されている場合は、定款の内容を整合させることとする。）

※設立とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）の定めにより、法人登記の申請受付がされた時をいう。

### （３） 応募者の資格

応募者は、参加表明書の受付期限日現在において、次の要件を全て満たす者であること。

- ① 統括役割（グループ代表者）を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事）に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する企業であること。また、佐野市との過去３年以内の入札による契約実績を有する者であり、且つ照明灯等の LED 化事業の同種実績を有する者であること。（但し、同種の ESCO 又はリース事業として参画（グループ構成員等）していることが解る書面の提出があれば地方自治体との直接契約を交わした代表企業でなくても良い。）

また、統括役割（グループ代表者）を担う企業が、前記の資格要件のうち同種実績については、構成員の中で同種の実績がある企業が含まれていれば、その証を添付することで統括役割（グループ代表者）企業の同種実績を有することについて免除する。

- ② 調査・設計及び施工監理役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント）に登録されている企業であること。
- ③ 施工役割を担う構成員は、必ず電気工事業として特定建設業許可を得ている者を含む電気工事会社２社以上であること。また、本役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事）に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する企業とし、その代表者は電気

工事に係る監理技術者（監理技術者講習修了証を併せて有する者）を配置できることとし、且つその他構成員は、電気工事に係る国家資格を有する主任技術者を配置できることとする。

④ 照明施設管理用データ構築役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント）のいずれかに登録されている企業であること。なお、②の役割を担う構成員との重複も可とする。

⑤ その他役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント、物品役務）のいずれかに登録されている企業であること。（上記①～④の役割を担う企業が兼ねる場合は不要。）

※その他役割とは、資金面や材料調達のみを担うなど間接的に事業遂行の一部を担う企業のことを言う。

⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人又は非補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。

⑧ 本事業の公告日から提案書提出期限までの間に、佐野市入札参加者指名停止要綱（平成 17 年佐野市公示第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する指名停止の期間中でないこと。なお、指名停止の措置を受けた時は、当該資格を喪失するものとする。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められるものに該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑩ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。

⑪ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと。または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申し立てがなされていないこと。但

し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑫ 国税及び地方税の滞納がない者。

⑬ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。（統括役割（グループ代表者）及び施工役割を担う構成員のみ適用）

⑭ 本事業に係る【田沼行政センター外照明灯 LED 化に係る詳細及び実態調査業務委託】の受託者である「アクリーグ（株）」と資本関係又は人的関係のある業者でないこと。

#### 4 提出書類、契約方法、支払条件等

##### （１） 提出書類

プロポーザル参加表明書、提出意思確認書、提案書を 7（３）～（５）で示す提出期限までに提出すること。なお、提出書類の詳細は、別紙「佐野小学校外 LED 照明整備事業に係る公募型プロポーザル募集要項」に記載のとおりとする。

##### （２） 契約方法

本事業は、公募型のプロポーザル方式により契約候補者を選定し、その後詳細協議を実施し DB 方式での契約を締結することとする。

##### （３） 支払条件

支払条件は、以下のとおりとする。

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付

③ 支払条件：契約において、支払要件を満たした場合に前金払、中間前金払、部分払を請求することができる。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

以下、（１）～（８）の評価項目についてそれぞれ評価する。

- (1) 企業概要
- (2) 事業効果と事業費
- (3) 調査・設計及び施工監理
- (4) 使用機器
- (5) 施工及び廃棄計画
- (6) 照明施設管理用データ構築
- (7) 市内事業者の活用
- (8) その他の提案

なお、審査内容、評価の視点、配点等は、別紙「佐野小学校外ＬＥＤ照明整備事業に係る公募型プロポーザル募集要項」８（２）に記載のとおりとする。

## 6 プロポーザルのスケジュール

| 実施内容                    | 実施時期                |
|-------------------------|---------------------|
| 実施手続き開始の公告              | 令和６年５月２７日           |
| 募集要項等の公表（佐野市ホームページで公表）  | 令和６年５月２７日～令和６年７月１６日 |
| 質問の受付                   | 令和６年５月２７日～令和６年６月５日  |
| 参加表明書の受付期間              | 令和６年５月２７日～令和６年６月１０日 |
| 質問に対する回答期間              | 令和６年６月５日～令和６年６月７日   |
| 提案資格確認結果及びプロポーザル参加要請の通知 | 令和６年６月１２日～令和６年６月１３日 |
| 提出意思確認書の受付期間            | 令和６年６月１３日～令和６年６月１８日 |
| 提案書提出期間                 | 令和６年６月１９日～令和６年７月１６日 |
| 審査（書類審査、ヒアリング審査）        | 令和６年７月１７日～令和６年７月２６日 |
| 結果通知                    | 令和６年７月下旬            |
| 詳細協議及び仮契約               | 令和６年８月上旬            |
| 契約締結                    | 令和６年９月下旬（議会承認後）     |

## 7 手続き等

### (1) 募集要項等の公表方法及び公表期間

- ① 公表方法 応募者は、募集要項及び仕様書等を佐野市ホームページ

ジからダウンロードすること。

- ② 公表期間 令和 6 年 5 月 2 7 日 (月) から令和 6 年 7 月 1 6 日 (火) まで

(2) 募集要項に関する質問の受付期間、受付場所及び受付方法

- ① 受付期間 令和 6 年 5 月 2 7 日 (月) から令和 6 年 6 月 5 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
- ② 受付場所 7 (7) 担当事務局に同じ。
- ③ 受付方法 電子メール ([zaisan@city.sano.lg.jp](mailto:zaisan@city.sano.lg.jp))

(3) プロポーザル参加表明書の受付期間、受付場所及び受付方法

- ① 受付期間 令和 6 年 5 月 2 7 日 (月) から令和 6 年 6 月 1 0 日 (月) 午後 5 時まで
- ② 受付場所 7 (7) 担当事務局に同じ。
- ③ 受付方法 持参

(4) 提出意思確認書の受付期間、受付場所及び受付方法

- ① 受付期間 令和 6 年 6 月 1 3 日 (木) から令和 6 年 6 月 1 8 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
- ② 受付場所 7 (7) 担当事務局に同じ。
- ③ 受付方法 持参又は郵送 (必着)

(5) 提案書の受付期間、受付場所及び受付方法

- ① 受付期間 令和 6 年 6 月 1 9 日 (水) から令和 6 年 7 月 1 6 日 (火) 午後 5 時まで
- ② 受付場所 7 (7) 担当事務局に同じ。
- ③ 受付方法 持参

(6) ヒアリング審査の日時、場所及び審査方法

- ① 日 時 令和 6 年 7 月 1 7 日 (水) から令和 6 年 7 月 2 6 日 (金)
- ② 場 所 別途応募者に通知
- ③ 審査方法 別途応募者に通知

(7) 担当事務局

〒327-8501 佐野市高砂町 1 番地

佐野市総合政策部財産活用課施設管理係

電話 0283-20-3050 FAX0283-21-5120

E-mail: [zaisan@city.sano.lg.jp](mailto:zaisan@city.sano.lg.jp)